

(参考1：平成16年度のフロン類破壊量等の集計結果)

(単位kg)

		CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量		10,123	50,513	6,538	67,175
引 取 量	第1種(業務用冷凍空調機器)	718,578	1,575,308	195,901	2,489,787
	第2種(カーエアコン)	235,033	-	221,016	456,048
	引き取った量の合計	953,610	1,575,308	416,917	2,945,835
破壊した量		953,814	1,604,094	418,120	2,976,028
年度末の保管量		9,919	21,727	5,335	36,982

小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(参考2：今後の予定)

今後、第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器関係)及び第二種フロン類回収業者(カーエアコン関係)からの平成17年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣(経済産業大臣及び環境大臣)あてにそれぞれ7月末、9月末までに通知されることとなっており、これらを取りまとめた上で公表していく予定である。

(参考3：フロン回収・破壊法における今回の発表の位置付け)

フロン回収・破壊法が第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)について平成14年4月から施行され、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられている。第二種特定製品(カーエアコン)については、平成14年10月から施行されてきたが、平成17年1月1日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)が本格施行されたことから、この日より前に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていたカーエアコンについてはフロン回収・破壊法に基づき、この日以降に引き渡されたものについては自動車リサイクル法に基づき、冷媒フロン類の回収が行われている。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後45日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており(第34条第3項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされている(第46条)。

今般、上記規定に基づき、破壊量等の平成17年度分の報告が行われたので、その集計結果を公表するものである。カーエアコンについては、フロン回収破

壊法及び自動車リサイクル法に基づいて回収されたフロン類の合計の破壊量等
となっている。

なお、平成18年6月現在で、81の破壊業者が主務大臣により許可を受けて、フロン類の破壊を行っている。

(参考4：フロン回収・破壊法関係条文)

第三十四条第三項 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第四十六条 主務大臣は、第二十二條第三項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。